

令和7年度 横川中学校生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

1 生活指導の方針・体制

(1) 全校体制による生活指導の取組

問題行動が起きた際、校務分掌組織の生活指導部を中心に指導を行う。校長・副校長他各分掌の主任等により構成される企画委員会、生活指導部で指導方針を協議し、教員が学級・教科担任として、一人で問題を抱え込まず、小さな崩れを見逃すことなく早期に発見し、全教員で解決に当たる。

(2) 『チーム学校』での指導の徹底

日頃から教員間で生徒について話題にし、生徒の良さや課題を共有したり、指導法を相談したりするなど教員相互で指導の在り方・方法について学び合う。

(3) 生徒の心に迫る指導の実施

全教員がその生徒の学級・教科担任である気持ちをもって生徒を指導する。また、問題行動の原因を踏まえ、家庭と連携し生徒の心のケアに努めるとともに、養護教諭、スクールカウンセラーとも連絡を密にし、教育相談を行う。学級・生徒会活動、学校行事、部活動等により生徒の学習や活動に対する意欲を引き出し、自主的・主体的活動に取り組ませ、生徒の自己有用感の向上を図る。

(4) 校内の学習環境の整備

学習環境を明るく、落ち着いたものとするため、教室の整理整頓、毎日の清掃活動を十分指導する。生徒指導においても適切な言葉遣いを用い、生徒間・教員間においても、言語環境を整える。

(5) 教育相談機能の充実

体罰・いじめ・悩み・不安等他人に話しづらいことでも、生徒が学校に相談できるよう、教育相談機能を充実させる。学級・教科担任に加え養護教諭やスクールカウンセラー等による相談（直通電話の活用・周知等）をより一層整備する。また、東京都教育相談センター等相談機関を周知する。

2 体罰防止の取組

(1) 体罰は違法行為であり、絶対におこなってはならない考え方の周知・徹底

全教員が体罰は違法行為であり、生徒の心身に深刻な影響を与えることを理解し、組織的に生活指導や部活指導を行う。体罰防止ポスターを掲示し、体罰を「しない・させない・許さない」のスローガンの下に指導に当たる。

(2) 指導態勢の整備

指導の際に教員は感情的にならず、生徒が自らの行為等を省みることができるよう言葉による指導に努め、体罰、不適切な言動を防止するため、複数の教員で指導に当たる。

(3) 体罰防止校内研修の実施

体罰防止研修を実施し、全教員に体罰否定の指導の在り方を理解させる。具体的には体罰ガイドラインの確認、事例研究、体罰防止セルフチェックシートを活用し、指導する。

(4) 全教員による体罰防止自己点検の実施

毎月、体罰防止セルフチェックシートにより自己点検させ、日常の生徒指導にかかわる12項目について振り返りを行う。これを活用し、特に部活動指導や指導の困難な生徒への対応について意識を高める。

(5) 校長による予防的個別指導の実施

校長は全教員の体罰や不適切な言動に関する認識を把握するため全教員と個別面談を実施。年3回の自己申告面接他様々な機会を活用し、教員の認識、指導状況を確認する。授業や部活指導を定期的に観察を行う。